

架空請求をこれ以上
増やさないために

消費者の知恵

架空請求にご注意！

近ごろ、また架空請求のハガキが多く送られているようです。市役所の総務課には、架空請求のハガキが届いた方が同じ日に数人お見えになることもありました。

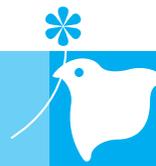
「電子消費料金未納分請求最終通告書」などと書かれたハガキが届いても、身に覚えがなければ無視するようにしてください。決してこちらから連絡をとることのないように注意しましょう。

もし、自分のところに身に覚えのない内容のハガキなどが届いて不安を感じたら、市役所総務課の消費者相談の係か、警察へ連絡してください。

【問合せ】 総務課 消費者相談係
☎ (72) 1111

福祉の窓

●～児童扶養手当制度をご存じですか？～



離婚や死別などによって母子家庭となった18歳までの児童を扶養する母、両親のない児童を養育する方、父親の重度の障害により母が児童を養育している方など、児童扶養手当を申請することができます。

この手当は、母（養育者）の所得と同居する親族の所得に応じて、支給額を決定します。

ただし、母（養育者）や児童の年金の受給状況、母子家庭などの状況に応じ、支給の対象とならない場合もありますので、手続きを行う前に社会福祉課までお問い合わせください。

【手当月額】（母と児童1人の世帯の場合）

- 全部支給 41,880円
- 一部支給 41,870円～9,880円

第2子5,000円、第3子以降3,000円を加算

【問合せ】 社会福祉課 児童係 ☎ (72) 9864

ごみ 収集状況 (燃やすごみ)

	伊豆市 清掃センター 処理量	伊豆市戸田村 衛生施設 組合処理量	市内全体	1人当たり
平成16年 10月	649.59 t	213.69 t	863.28t	22.66kg
平成15年 10月	781.30 t	238.42 t	1019.72 t	26.77kg
前年同月比	16.9%減	10.4%減	15.3%減	

【問合せ】環境衛生課 ☎ (72) 9857

パソコンリサイクル法（平成15年10月1日より）施行、及びオートバイリサイクル事業（平成16年10月1日より製造業者等の自主取組み）開始により、いままですみ焼センター及び土肥リサイクルセンターに直接搬入してきた、パソコンと50cc以下のオートバイの受付を平成17年3月31日までとします。市民の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、廃棄物の適正な処理とリサイクル推進のため、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】 環境衛生課 環境衛生係 ☎ (72) 9857 伊豆市清掃センター ☎ (72) 0163
土肥リサイクルセンター ☎ (98) 1575